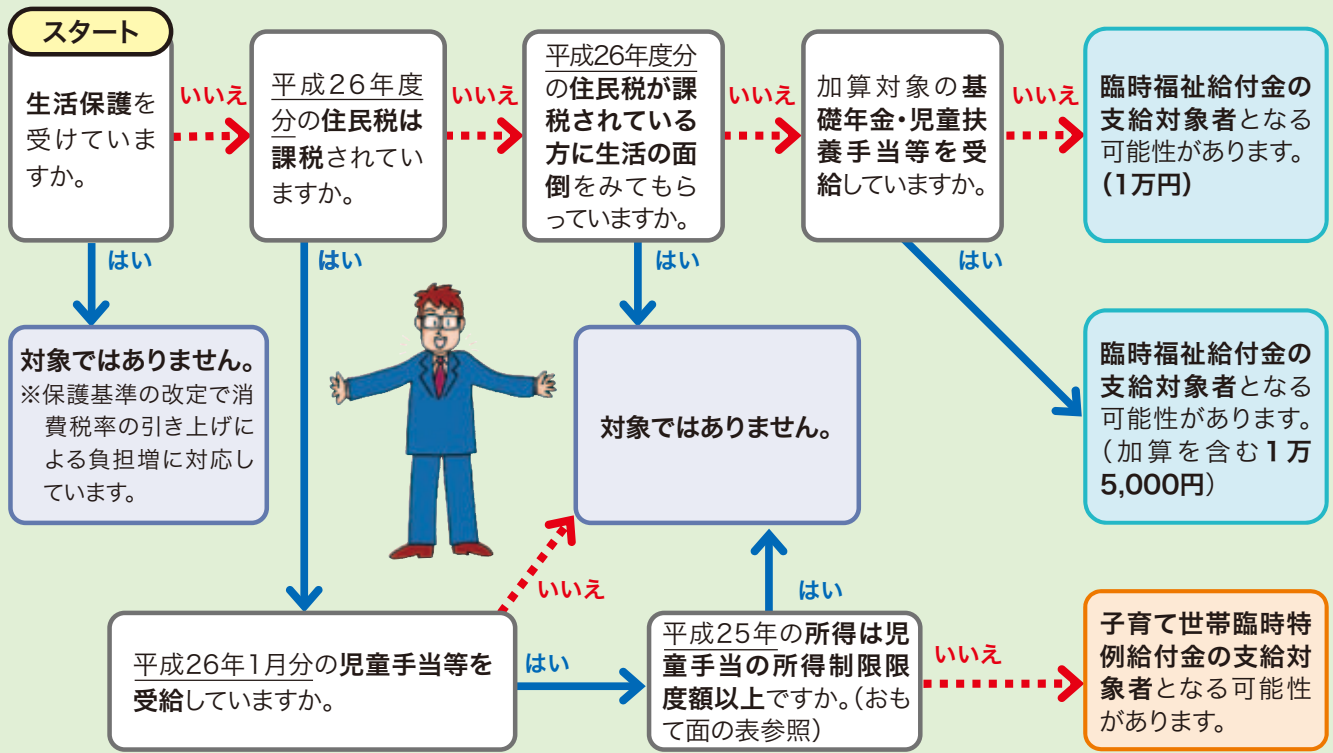


## 対象者診断チャート 基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートは一般的な場合を想定しています。

### Q 自分に住民税が課税されているかどうかは、どうすればわかりますか。

A 次の場合には基本的に住民税が課税されています。

- 自分の「住民税」の納税通知書が届いている場合
- 自分の給与支払明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- 自分の給与や年金の収入が下表の非課税限度額以上の場合(控除内容等により非課税限度額は変わります)

#### 給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円
夫婦	146万9,000円
夫婦1人	187万9,999円
夫婦2人	232万7,999円

#### 公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	151万5,000円
	65歳未満	101万5,000円
夫婦	65歳以上	201万9,000円
	65歳未満	159万2,000円

### 「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意！

自宅や職場などに津市や三重県、厚生労働省の職員などをかたった不審な電話などがあった場合は、最寄りの警察署か津市臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金窓口専用ダイヤルまで、至急ご連絡ください。

- 津警察署 ☎213-0110
- 津南警察署 ☎254-0110



#### 問い合わせ

●津市臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金窓口専用ダイヤル【来年1月16日金まで】

☎229-3397(8時30分～17時15分)

※土・日曜日、祝・休日、12/29～1/3を除く

●厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル【12月26日金まで】

☎0570-037-192(9時～18時)

※10月までは無休。11月以降は土・日曜日、祝・休日を除く